

葛城市ホテル等の開業促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内におけるホテル又は旅館の開業を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、観光の振興、にぎわいの創出及び市民の雇用機会の拡大を図り、もって本市における地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館・ホテル営業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）をいう。
- (2) ホテル等 旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその附属施設をいう。
- (3) 開業 市内において、客室の数が10室以上で、新築又は1年以上営業していない既存のホテル等の営業を開始することをいう。
- (4) ホテル等事業者 ホテル等において旅館・ホテル営業を営み、又は第三者に営ませる法人又は個人をいう。
- (5) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産のうち、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- (6) 市内在住常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 開業日の前6月から開業日の後12月までの間に新たに雇用される者であること。
 - イ 雇用の日から1年以上継続して雇用される者であること。
 - ウ 雇用の日から引き続き本市の住民基本台帳に記載されている者であること。

(指定事業者の指定等)

第3条 ホテル等の開業に伴い、次条に規定する奨励金の交付を受けようとするホテル等事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 前項に掲げる指定を受けようとするホテル等事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 納期限の到来した葛城市税を完納していること。

3 第1項の規定により市長の指定を受けたホテル等事業者（以下「指定事業者」という。）は、次に掲げる責務を果たすものとする。

(1) 周辺と調和した良好な景観の形成に努めること。

(2) 環境に配慮し、必要な設備を備えた施設を整備すること。

(3) 観光及び産業の振興並びに災害対策に関する市の施策に協力すること。

(4) 市民の雇用創出に寄与すること。

（奨励措置）

第4条 市長は、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) ホテル等開業奨励金 ホテル等を開業する指定事業者に対する奨励金

(2) 雇用奨励金 市内在住常用雇用者を雇用する指定事業者に対する奨励金

2 奨励金の額、交付対象期間又は回数は別表に定めるとおりとする。

（交付申請等）

第5条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに審査し、規則で定めるところにより、奨励金の交付又は不交付を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 指定の内容に変更が生じたとき。

(2) 指定の要件に変更が生じたとき。

(3) 指定事業者が開業したホテル等（以下別表において「対象ホテル等」という。）を休止し、又は廃止したとき。

（指定の取消し等）

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定又は第5条第2項の奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。

(3) 指定又は奨励金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、規則で定めるところにより、期限を定めて当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

第8条 合併、譲渡、相続その他の事由により指定事業者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(税額の更正等に伴う奨励金の返還等)

第9条 市長は、指定事業者に対し、奨励金を交付した後に、当該奨励金に係る固定資産税の額の更正があった場合において、当該奨励金の額を変更すべきと認めるときは、当該奨励金の全部又は一部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を講ずることができる。

(報告等)

第10条 市長は、指定事業者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

奨励金の種類	奨励金の額	奨励金の交付対象期間 又は回数
1 ホテル等開業奨励金	奨励金の交付申請を行う年度の前年度の対象ホテル等に係る固定資産税の額に相当する額（当該額が1,500万円を超える場合は、1,500万円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）	対象ホテル等の開業後、当該対象ホテル等に対して新たに固定資産税を課することとなった年度の翌年度から15年度間
2 雇用奨励金	市内在住常用雇用者の人数に10万円を乗じて得た額（当該額が300万円を超える場合は、300万円とする。）	市内在住常用雇用者1人につき1回